事業系廃棄物分別区分と処理の流れ

事業系ごみは、各区分に従って分別を行い指定の施設へ搬入してください。

古　紙　類

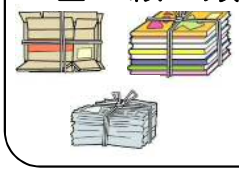

- ●新聞
- ●雑誌、チラシ
- ●ダンボール
- ●紙パック

空きカン

- ●従業員等の個人排出物に限ります。
- ●中身を出して軽く洗ってから出して下さい。

空きビン

- ●従業員等の個人排出物に限ります。
- ●中身を出して軽く洗ってから出して下さい。

ペットボトル

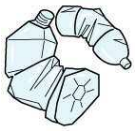

- ●従業員等の個人排出物に限ります。
- ●中身を出して軽く洗ってラベルとキャップを外してください。

プラスチック容器包装

- ●従業員等の個人排出物に限ります。
- ●中身を出して軽く洗ってから出してください。

燃やせるごみ

- ●生ごみは十分水切りしてください。
- ●出来るだけ紙類は、資源化してください。

燃やせないごみ

- ●従業員等の個人排出物に限ります。
- ●ホースなど長い物は、1m程度に切断してください。

産業廃棄物

- ●事業活動に伴い排出物され法律により指定された物。
- ●産業廃棄物処理業者に依頼してください。

自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬事業者に委託

古紙類・金属類を再生利用を目的として運搬する場合、許可を有しないものに運搬を依頼することも可能です。

古紙類再生業者

㈱増田喜　23-4457
丹南紙料㈱　62-2191

ナンエツ再生資源協同組合
24-2338

南越清掃組合
第2清掃センター
28-1370

産業廃棄物処理業者

南越清掃組合
第2清掃センター
28-1370

産業廃棄物処理業者

南越清掃組合
第2清掃センター
28-1370

産業廃棄物処理業者

南越清掃組合
第2清掃センター

南越清掃組合
エコクリーンセンター南越
47-2553
（南越前町上野）

産業廃棄物処理業者

南越清掃組合
第2清掃センター

産業廃棄物処理業者